

2022年7月14日

内閣総理大臣	岸田 文雄 殿
厚生労働大臣	後藤 茂之 殿
厚生労働省保険局長	濱谷 浩樹 殿
厚生労働省保険局医療課長	井内 努 殿

全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

新型コロナウイルス感染症対策に係る 診療報酬上の臨時的取扱いの継続等を求める要請

貴職の日頃からの国民医療確保に向けたご努力に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症は、感染力が強いとされている BA.5 への置き換わりが進んでいるとされており、それに伴い感染者が急増しています。第7波の到来との報道もあります。このような状況下では、一層気を引き締めて、感染拡大防止に努めることが重要であり、感染収束に向けた恒常的な対応が求められます。厚労省も方針上、診療・検査医療機関の拡充・公表や自宅療養者等への対応などを強調されています。

そのためにも、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者への検査体制の確保による検査の徹底と、自宅・宿泊療養中の重症化リスクの高い陽性患者に対する健康観察等の実施が不可欠です。従って7月末で終了が予定されている診療報酬の臨時的取扱いの継続、外来等感染症対策実施加算、入院感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算の復活・恒久化、及び検査点数の引上げが重要です。

以上のことから、下記事項を要請します。

記

- 一、2022年8月以降も、「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱い）」を継続すること。
- 一、2022年8月以降も、「電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱い）」を継続すること。
- 一、医科・歯科医療機関の継続した感染対策を支援するため、外来等感染症対策実施加算、入院感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算を復活し、恒久化すること。
- 一、PCR検査の体制確保と検査の徹底のためにも、検査料・判断料を引き上げること。

以上